

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和4年10月21日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	品川区は「介護保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下、「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を介護保険にかかる以下の事務において取り扱う。 ①年齢到達・転出入・死亡等の各種住民票異動情報を連携し、被保険者の資格異動情報を管理する。 ②被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証・受給資格証明書・資格者証の交付処理を行う。 ③被保険者とその世帯員の住民税関係情報及び生活保護受給情報を各情報保有部署と情報連携し賦課・更正等の保険料算定、負担割合証・負担限度額証の発行及び高額介護サービス費・高額医療介護合算サービス費の自己負担上限額の決定を行う。 ④年金保険者から提供された情報を管理し特別徴収依頼や特別徴収中止依頼を行う。 ⑤災害など区条例で定めたものについて申請にて保険料減額または徴収猶予を行う。 ⑥収納データの消し込みを行い納付状況を管理・把握する。 ⑦介護保険料滞納者に対して収納データより督促状・催告状を作成及び送付や徴収員による納付折衝等を行う。 ⑧介護保険料滞納者に対して納付状況より給付制限を行う。 ⑨認定状況の把握のため、認定情報を管理する。 ⑩被保険者への給付事務を行うため、認定申請受理及びケアプラン作成のため認定情報を確認する。 ⑪給付状況の把握のため、給付情報を管理する（地域支援事業を含む）。 ⑫高額介護サービス費・高額医療介護合算サービス費の支給のため給付情報を確認する。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<個人番号関連> ①検索機能 ・個人番号により検索する機能 ②表示機能 ・被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 ③情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ・各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から医療保険給付関係情報を取得し表示する機能 ・市町村長から地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報を取得し表示する機能 ・厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から年金給付関係情報を取得し表示する機能 ・デジタル庁から公的給付支給等口座情報（以下「公金受取口座情報」という。）を取得し表示する機能 ④情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能 ・介護保険システムが抱えている住登外データを団体統合宛名管理システムへ送付する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険給付関係情報を提供する機能 ⑤国保連合会への情報提供機能 ・被保険者の異動や要介護認定情報を受給者異動連絡票として抽出し国保連合会へ送付する機能 ・要介護認定等データを抽出し認定ソフトを通じて国保連合会にデータを送付する機能 ⑥セキュリティ機能 ・個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能 ・アクセスログ取得機能等 <介護宛名・資格> ①宛名管理機能 ・介護住登外者の登録・変更・削除・照会を行う機能 ・宛名システムより連携される住登者の宛名情報管理・照会を行う機能 ②被保険者の資格管理機能 ・介護保険資格（１号、２号）に関する資格の得喪、喪失管理を行う機能 ・住所地特例者施設入所者の登録／入所施設継続／解除を行う機能 ・介護保険被保険者証／資格者証の交付及び被保険者証の回収を行う機能 ・適用除外対象者の登録／解除を行う機能 <賦課・収納> ①所得情報管理 ・住民税システムと連携し被保険者を含む世帯員の所得情報管理を行う機能 ・転入元自治体へ所得の照会が必要な対象者を抽出し他庁照会書の発行を行う機能 ②保険料算定 ・年次本算定、随時本算定の各処理において保険料の計算を行う機能 ・保険料決定通知書及び納付書の発行を行う機能 ・特別徴収者及び普通徴収者を管理し、特別徴収、普徴徴収により保険料の徴収を行う機能 ③保険料収納・督促・催告 ・保険料が過誤納である対象者について充当・還付処理を行う機能 ・保険料が未納／滞納状態にある対象者に対し督促状、催告書の発行を行う機能 <給付> ①現物給付審査依頼・実績払い ・受給者異動に基づく受給者台帳の作成や訂正連絡票の出力、償還連絡票の作成及び共同処理用台帳の作成を行い、国保連に提出を行う機能 ・現物給付実績の取込み、過誤再審査申立情報の作成を行う機能 ・給付実績をもとに高額サービス費の対象者勧奨、決定、支給を行う機能 ・返戻、過誤の管理を行う機能 ②利用者減免管理 ・被保険者の利用者負担減免情報の登録管理を行う機能 ③居宅サービス計画依頼届の管理 <要介護認定> ①要介護申請情報の管理・受給資格証明書の発行を行う機能 ②要介護認定調査、主治医意見書情報の管理を行う機能 ③要介護認定情報の管理を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 （ ☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)

システム2

①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	<宛名管理> ①住登外者の登録・変更・削除を行う。住登者の連絡先、個人番号の管理を行う。 ②住登者、住登外者に対する送付先・納税管理人・相続人・破産管財人の登録・変更・削除を業務別に行う。 ③住登者、住登外者に特記事項がある場合に利用する記事情報の登録・変更・削除を業務別に行う。 ④同一人物で違う宛名番号を持つものを関連元・関連先として関連付ける。また、関連付けたものを解除する。 <宛名照会> ①住登者、住登外者の即時検索処理を行う。 ②個人に対して設定している送付先情報、納税管理人情報、相続人情報、破産管財人情報、被納管人・被相続人等情報、関連宛名情報、記事情報の最新と履歴の照会を行う。 <納期限管理> ①税目ごと、年度ごとの納期限情報の登録・変更・削除を行う。 <納付管理> ①口座の管理を行う上で必要となる金融機関情報の登録・変更・削除・表示を行う。 ②金融機関マスタファイルを取り込み、金融機関テーブルを最新化する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (国民健康保険システム・介護保険システム)

システム3

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、本区内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の照会及び受領を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及び特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合基盤システム及び住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)の間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム4	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	①宛名管理機能 既存業務システムから住登者、住登外者データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBIに反映する。 ②統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能 個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 ④情報提供機能 各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は、各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバー)
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法第9条第2項 ・品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月10日条例第59号)第4条第1項、同条第2項、同条第3項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 別表第二における情報提供の根拠: 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56~2,58,61,62,80,81,83,87,88,90,93,94,95,97,108,109,117,120項 別表第二における情報照会の根拠: 93,94項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢者福祉課
②所属長	高齢者福祉課長
7. 他の評価実施機関	
-	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①介護保険法9条・13条で規定される第1号被保険者と第2号被保険者のうち品川区の被保険者番号を有する者及びその世帯員。 ②転出・死亡等の事由で品川区での被保険者として資格を喪失した者(適用除外者を含む)及び品川区の住民基本台帳に登録がない者のうち業務上必要な者(住民登録外の者)。
その必要性	介護保険業務における事務処理にあたり、番号法第9条第1号及び別表第一項番68の規定により、被保険者の個人番号を管理する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	番号法 別表第一項番68の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。 ・個人番号:対象者の特定や申請書の名寄・突合を行うため。 ・その他識別情報(宛名番号):個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。 ・連絡先等:被保険者等への問い合わせのため。 ・4情報、その他住民票関係情報:送付先等の把握、介護保険料の賦課期日の判定などを行うため。 ・地方税関係情報:介護保険料の算定や負担割合・高額サービス費等の判定を行うため。 ・健康・医療関係情報、医療保険関係情報、障害者福祉関係情報:介護保険被保険者資格の確認や介護保険料減免申請があった場合の要件確認等を行うため。 ・生活保護・社会福祉関係情報:介護保険料の算定を行うため。 ・介護関係情報:介護保険資格管理や介護保険料賦課・収納、要介護認定、介護給付の事務を行うため。 ・年金関係情報:年金特別徴収情報を連携するため。 ・災害関係情報:災害による減免処理のため。 ・公金受取口座情報:被保険者が希望した場合に限り情報保有機関に照会して取得し、給付金等の支給事務に用いるために記録するもの。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	高齢者福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課・税務課・国保医療年金課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 日本年金機構・デジタル庁 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 東京都国民健康保険団体連合会 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		番号法 別表第一項番68の規定に定められた業務を行う為に必要となる項目であるため。 ・資格管理 ・保険料の賦課・徴収 ・要介護（要支援）認定、保険給付
④使用の主体	使用部署	高齢者福祉課・地域活動課（地域センター）・高齢者地域支援課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①被保険者資格の管理 ・年齢到達・転出入・死亡等の各種住民票異動情報を連携し、被保険者の資格異動情報の管理を適切に行うために使用する。 ②保険料計算及び賦課 ・被保険者とその世帯員の地方税関係情報及び生活保護受給情報を各情報保有機関と情報連携し賦課・更正等の保険料計算を行うために使用する。 ・減免申請の要件確認に地方税関係情報・生活福祉関係情報を参照するために使用する。 ③保険料徴収 ・被保険者の保険料収納情報を管理及び保険料徴収方法の管理のために使用する。 ④要介護認定 ・転入者の要介護（要支援）認定を引継ぐため前住所地の認定情報を参照するために使用する。 ・2号保険者（65歳未満）の医療保険関係情報を参照するために使用する。 ⑤介護保険給付 ・負担割合証、負担限度額証の発行、高額介護高額サービス費、高額医療合算介護高額サービス費の支給および福祉用具購入費、住宅改修費の支給に地方税関係情報・生活福祉関係情報を参照するために使用する。 また、番号法第19条第8号及び別表第二に規定された情報連携を実施するために使用する。 ⑥介護保険関係事務の支給要件の確認及び保険料の還付 ・情報連携を行い、公金受取口座情報を取得する。
情報の突合		・特定個人情報の正確性維持のために、既存住基システムと宛名番号による突合を行う。 ・保険料計算および賦課・収納の実施を目的として、宛名番号や個人番号を利用して地方税関係情報、医療保険関係情報、生活福祉関係情報、年金関係情報との突合を行う。 ・要介護（要支援）認定のため、宛名番号や個人番号を利用して住民票関係情報、生活福祉関係情報、障害者福祉関係情報、高齢者福祉関係情報の突合を行う。 ・保険給付のため、宛名番号や個人番号を利用して住民票関係情報、地方税関係情報、生活福祉関係情報、障害者福祉関係情報、高齢者福祉関係情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	介護保険システムの保守・運用	
①委託内容	介護保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査回答等	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	介護保険認定審査事務等業務委託	
①委託内容	要介護認定申請情報および認定結果情報等の入力業務 福祉用購入申請書および高額介護サービス費申請書等の入力業務	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (35) 件 ☒ 移転を行っている (4) 件 ☐ 行っていない
提供先1	別添3 特定個人情報ファイル提供先一覧のとおり
①法令上の根拠	別添3 特定個人情報ファイル提供先一覧のとおり
②提供先における用途	別添3 特定個人情報ファイル提供先一覧のとおり
③提供する情報	別添3 特定個人情報ファイル提供先一覧のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別添3 特定個人情報ファイル提供先一覧のとおり
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	別添3 特定個人情報ファイル提供先一覧のとおり

移転先1	別添4 特定個人情報ファイル移転先一覧のとおり
①法令上の根拠	別添4 特定個人情報ファイル移転先一覧のとおり
②移転先における用途	別添4 特定個人情報ファイル移転先一覧のとおり
③移転する情報	別添4 特定個人情報ファイル移転先一覧のとおり
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別添4 特定個人情報ファイル移転先一覧のとおり
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	別添4 特定個人情報ファイル移転先一覧のとおり

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜システム運用委託先業者のデータセンターにおける措置＞

- ・外部侵入防止対策 : 24時間有人監視、監視カメラの設置
- ・入退管理 : ICカード+手のひら静脈認証による入退管理
- ・不正持込、持出対策 : 金属探知機による検査、媒体保管庫へ入室可能な者の特定

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜紙ファイルについての措置＞

- ・紙ファイルは鍵のかかる棚に保管する。

7. 備考

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

◆介護保険

<宛名>

・宛名コード	・個人番号	・世帯コード	・氏名カナ	・氏名
・通称名カナ	・通称名	・生年月日	・性別	・続柄
・郵便番号	・住所	・住所方書	・住所コード	・住民区分
・住民日届出日	・住民日異動日	・住民日異動事由	・非住民日届出日	・非住民日異動日
・非住民日異動事由	・届出日	・異動日	・異動事由	・国籍
・入国目的	・在留期間	・在留期間満了日	・外国人住民となった日	・転入前郵便番号
・転入前住所	・転入前住所方書	・転出先郵便番号	・転出先住所	・転出先住所方書
・住民税情報	・医療保険情報	・高齢福祉年金情報	・送付先情報	・連絡先情報
・口座情報	・老人保健情報	・生活保護情報	・特記事項情報	・送達記録情報
・国民健康保険情報	・後期高齢者情報			

<資格>

・被保険者番号	・資格異動日	・資格届出日	・資格取得日	・資格喪失日
・一号該当日	・資格異動事由	・被保険者区分	・証発行情報	・施設入所情報
・境界層者情報	・適用除外情報	・負担割合情報		

<認定>

・申請日	・申請受理日	・申請区分	・申請理由	・申請者関係
・申請者氏名	・申請者住所	・申請者郵便番号	・申請者電話番号	・訪問調査希望日時
・調査実施場所	・調査票回収予定日	・調査委託日	・訪問調査日	・訪問調査開始時刻
・調査委託事業者	・訪問調査員	・調査結果入手日	・調査票番号	・かかりつけ医医療機関
・かかりつけ医	・意見書作成医療機関	・意見書作成医	・意見書作成依頼日	・意見書依頼書発行日
・診断命令書発行日	・意見書作成日	・意見書入手日	・一次判定日	・一次判定結果
・審査予定日	・二次審査日	・審査会場	・合議体番号	・二次審査要介護区分
・サービス種類変更有無	・認定取消日	・サービス種類限定有無	・認定有効月数	・要介護認定日
・認定有効開始日	・認定有効終了日	・要介護認定理由	・認定通知書通知日	・処分延期事由
・処分延期決定日	・処分延期通知書発行日	・サービス種類限定情報	・転入者管理情報	・訪問調査情報
・訪問調査特記事項	・主治医意見書情報	・審査会意見情報	・2号被保険者情報	

<居宅>

・申請受付日	・届出日	・居宅有効開始日	・居宅有効終了日	・居宅サービス届出番号
・居宅介護支援事業者	・申請代理人	・給付管理票情報		

<国保連>

・受給者異動情報	・共同処理用受給者異動情報	・過誤申立情報	・再審査申立情報
・給付実績情報	・給付実績明細情報		

<償還>

・サービス提供年月	・申請書番号	・申請給付種類	・申請日	・受付日
・申請者との関係	・申請者事業者番号	・申請者氏名	・申請者郵便番号	・申請者情報
・申請者電話番号	・支払方法	・支払口座	・通知書送付先	・保険請求額
・利用者負担額	・審査年月	・支給決定日	・支払金額	・緊急時施設療養情報
・特定診療費情報	・食事費用情報	・福祉用具購入費情報	・住宅改修費情報	・居宅サービス計画費情報
・事前相談情報				

<高額>

・サービス提供年月	・申請日	・申請者との関係	・申請者事業者	・申請者氏名
・申請者郵便番号	・申請者住所	・申請者電話番号	・支払方法	・支払口座
・通知書送付先	・サービス費用額	・利用者負担額	・算定基準額	・支払済額
・高額支給額	・勤奨通知書作成日	・算定基準日	・算定世帯コード	・所得区分
・老福の有無				

<減免>

・減額申請日	・申請者との関係	・申請者氏名	・申請者郵便番号	・申請者住所
・申請者電話番号	・減額認定日	・減額結果通知書送付先	・減免額	・減額開始日
・減額終了日	・減額結果通知書作成日	・一割負担減免情報	・旧措置者減免情報	・社会福祉法人減免情報
・特定標準負担額減額情報	・訪問介護負担額減額情報	・特定入所者介護サービス情報		

<制限>

・一時差止対象者情報	・控除適用情報	・支払方法変更情報
------------	---------	-----------

<合算>

・高額合算申請情報	・高額合算支給決定情報	・高額合算自己負担額確認情報	・証明対象年度
・自己負担額証明書作成日	・自己負担額証明書整理番号	・対象となる計算期間自一	・被保険者証番号
・自己負担額合計	・保険者名	・保険者郵便番号	・保険者住所
・計算結果送付先名称	・計算結果連絡票送付先郵便番号	・計算結果送付先住所	・計算結果連絡票送付先電話番号

<事業>

・総合事業対象者情報

<賦課>

・賦課年度	・徴収方法	・賦課期日	・賦課更生事由	・賦課更生日
・所得段階	・保険料額	・減免情報	・特徴年金情報	・特徴年金情報(介護)

<調定> ・賦課年度 ・納期限	・調定年度	・徴収方法	・期別	・期別保険料額
<収納> ・賦課年度 ・保険料収納金額 ・消込日 ・分納情報	・調定年度 ・延滞金額 ・過誤納情報	・徴収方法 ・督促手数料額 ・還付充当情報	・期別 ・収納日 ・督促催告情報	・収納種別 ・領収日 ・滞納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
介護保険情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、特定個人情報を入手しないよう下記のことを行う。 ①システムで担保 予め定められたインターフェイス仕様に基づき、取得する方法が限定されているため対象者以外の情報や必要以上の情報を入手しないようにする。 ②研修 対象者以外の情報、必要な情報以外の入手が行われないように研修等を通じて、職員の教育を徹底する。 ③本人確認 個人番号カードや身分証明書の提示を受け、さらに聞き取り等を行なうなど、厳格な本人確認を徹底する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<不適切な方法で入手が行われるリスク> アクセスした処理によって、アクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 <特定個人情報ที่ไม่正確なリスク> 特定個人情報の正確性確保の措置として入手した特定個人情報は、住民基本情報と突合し、正確性を確保を行なう。住民登録外の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて照会し、正確性を確保行う。			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている ・必要な情報以外に紐付けられないようにシステム上制限している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・介護保険システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・人事異動により不要になったIDは迅速に削除し使用権限をなくす。 ・職員毎に個人番号の参照権限を設定し、参照権限を有する職員のみ個人番号を参照可能とする。 ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・生体認証による認証を行う。		
その他の措置の内容	端末に覗き見防止フィルターを貼付することで、操作者以外には画面を見えづらくしている。 職員へのセキュリティ対策研修にて、以下の事項を周知・指導し、不正な利用を抑止している。 ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録していること。 ・端末から長時間離れる際はログオフすること。 ・不正使用は処罰の対象になること。 ・自身がログインした状態で他の職員にシステムを利用させないこと。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク> ・システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・介護システムの利用に際して、個人IDと生体認証でのログインが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。 ・外部媒体への読み書きができないよう端末を制御している。			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	委託先に対して、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、特定個人情報を含む介護保険情報について以下の点を遵守するよう契約している。 ・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。 ・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。 ・個人情報の全部または一部を許可なく複写し、または複製してはならない。許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないように処分しなければならない。 ・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。 ・契約を終了したときまたは委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。 ・委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。 ・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法で定められた事項および品川区情報公開・個人情報保護条例の定めに従いルールを遵守する。 【ルールの内容】 誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。 【ルール遵守の確認方法】 管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 ※(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容 再発防止策の内容		
その他の措置の内容	①物理的対策 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ②技術的対策 ・不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。 ・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティ及び個人情報保護研修を行っている。 ・住基ネット関係職員に対して、初任時に、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	品川区役所 高齢者福祉課 介護保険料係・介護認定係・介護給付係 140-8715 東京都品川区広町2-1-36
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1.①請求先」と同じ
②対応方法	

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年10月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	保健予防課	税務課 ※なお、この変更に合わせて、「法令上の根拠」及び「移転先における用途」、「移転する情報」、「移転する情報の対象となる本人の数」、「移転する情報の対象となる本人の範囲」も変更した。	事前	特定個人情報の提供に関する条例の確定に伴い移転先の記述を整理した。
平成29年9月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		以下の個人番号関連および要介護認定の項目を追加 <個人番号関連> ①検索機能 ・個人番号により検索する機能 ②表示機能 ・被保険者資格管理等に用いる画面に個人番号を表示する機能 ③情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、各医療保険者及び各後期高齢者広域連合から、医療保険給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、市町村長から、地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報を取得し、表示する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会により、厚生労働大臣若しくは日本年金機構等から、年金給付関係情報を取得し、表示する機能 ④情報提供ネットワークシステム等を通じた情報提供機能 ・介護保険システムが抱えている住登外データを団体統合宛名管理システムへ送付する機能 ・情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、介護保険給付関係情報を提供する機能	事前	重要な変更
平成29年9月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		本章に続く 前章からの続き ⑤国保連合会への情報提供機能 ・被保険者の異動、要介護認定情報に関わる情報を受給者異動連絡票情報として抽出し、国保連合会へ送付する機能 ⑥セキュリティ機能 ・個人番号の参照を抑制する職員権限の強化機能 ・アクセスログ取得機能等 <要介護認定> ①要介護申請情報の管理・受給資格証明書の発行 ②要介護認定調査、主治医意見書情報の管理を行う。 ③要介護認定情報の管理を行う。 <受給者>の項目を削除し、<受給者>①を<要介護認定>の項目へ、<受給者>②を<給付>の項目へ統合した。	事前	重要な変更
平成29年9月30日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3		認定システムの記載を削除 ※介護保険システムに統合されるため。 認定システムの記載を削除した関係で、システム1からシステム3の順番を整理した。 システム1を介護保険システム(変更前はシステム2)に、システム2を宛名システム(変更前はシステム1)、システム3に中間サーバー(変更前はシステム5)	事前	重要な変更
平成29年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託	再委託する。	再委託しない。	事前	重要な変更
平成29年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)特定個人情報ファイル記録項目		新システムが保有している項目名に変更したため、すべて変更	事前	事前通知事項(行政機関のみ)
平成29年9月30日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている。 具体的な方法:委託先と同等のリスク対策を実施する。	記載削除。 ※再委託をしないため。	事前	重要な変更
—	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能		<個人番号関連>⑤国保連合会への情報提供機能の項目に以下の一文を追加 ・要介護認定等データを抽出し、認定ソフト2018を通じて国保連合会にデータを送付する機能	事前	
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	軽微な修正

令和3年2月15日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ※(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	軽微な修正
令和3年2月15日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2: 不正な提供が行われるリスク	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事前	軽微な修正
令和3年2月15日	Ⅲリスク対策7. 特定個人情報の保管・消去①物理的対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	軽微な修正
令和3年2月15日	Ⅲリスク対策9. 従業者に対する教育・啓発	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	軽微な修正
令和4年10月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	—	③情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会機能 ・デジタル庁から公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)を取得し表示する機能	事前	
令和4年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	—	その他 公金受取口座情報 その妥当性 公金受取口座情報:被保険者が希望した場合に限り情報保有機関へ照会して取得し、給付金等の支給事務に用いるために記録するもの。	事前	
令和4年10月21日	II 特定個人情報ファイルの概要3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ⑤使用方法	—	①行政機関・独立行政法人等 デジタル庁 ⑤介護保険関係事務の支給要件の確認及び保険料の還付 ・情報連携を行い、公金受取口座情報を取得する。	事前	

(別添3) 特定個人情報ファイル提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法19条第8号 別表第二第1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
2	全国健康保険協会	番号法19条第8号 別表第二第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
3	健康保険組合	番号法19条第8号 別表第二第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
4	厚生労働大臣	番号法19条第8号 別表第二第4項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
5	全国健康保険協会	番号法19条第8号 別表第二第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
6	全国健康保険協会	番号法19条第8号 別表第二第6項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
7	都道府県知事	番号法19条第8号 別表第二第8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
8	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時

9	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第17項	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
10	都道府県知事	番号法19条第8号 別表第二第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
11	都道府県知事等	番号法19条第8号 別表第二第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
12	社会福祉協議会	番号法19条第8号 別表第二第30項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
13	日本私立学校振興・共済事業団	番号法19条第8号 別表第二第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
14	国家公務員共済組合	番号法19条第8号 別表第二第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
15	市町村長又は国民健康保険組合	番号法19条第8号 別表第二第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
16	市町村長又は国民健康保険組合	番号法19条第8号 別表第二第43項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
17	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法19条第8号 別表第二第46項	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
18	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第56の2項	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時

19	地方公務員共済組合	番号法19条第8号 別表第二第58項	地方公務員等共済組合法による短期 給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
20	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第61項	老人福祉法による福祉の措置に関す る事務であって主務省令で定めるも の	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
21	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第62項	老人福祉法による費用の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるも の	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
22	後期高齢者医療広域連合	番号法19条第8号 別表第二第80項	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
23	後期高齢者医療広域連合	番号法19条第8号 別表第二第81項	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給に関 する事務であって主務省令で定める もの	高齢者の医療の確保に関する法律第 五十七条第一項に規定する他の法令 による給付の支給に関する情報であ って主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
24	厚生労働大臣又は共済組 合等	番号法19条第8号 別表第二第83項	高齢者の医療の確保に関する法律に よる特別徴収の方法による保険料の 徴収又は納入に関する事務であって 主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第 百十条において準用する介護保険法 第百三十六条第一項（同法第百四十 条第三項において準用する場合を含 む。）、第百三十八条第一項又は第 百四十一条第一項の規定により通知 することとされている事項に関する 情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
25	都道府県知事等	番号法19条第8号 別表第二第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に 関する事務であって主務省令で定め るもの	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
26	厚生労働大臣	番号法19条第8号 別表第二第88項	原子爆弾被爆者に対する援護に関す る法律による一般疾病医療費の支給 に関する事務であって主務省令で定 めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関す る法律第十八条第一項ただし書に規 定する他の法令による医療に関する 給付の支給に関する情報であって主 務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
27	都道府県知事又は広島市 長若しくは長崎市長	番号法19条第8号 別表第二第90項	原子爆弾被爆者に対する援護に関す る法律による介護手当の支給に関す る事務であって主務省令で定めるも の	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
28	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第93項	介護保険法による保険給付の支給又 は地域支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報 であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時

29	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第94項	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
30	厚生労働大臣又は共済組 合等	番号法19条第8号 別表第二第95項	介護保険法による特別徴収の方法に よる保険料の徴収又は納入に関する 事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第百三十六条第一項（同 法第百四十条第三項において準用す る場合を含む。）、第百三十八条第 一項又は第百四十一条第一項の規定 により通知することとされている事 項に関する情報であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
31	都道府県知事又は保健所 を設置する市の長	番号法19条第8号 別表第二第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律による費用の 負担又は療養費の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対 する医療に関する法律第三十九条第 一項に規定する他の法律による医療 に関する給付の支給に関する情報で あって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
32	都道府県知事又は市町村 長	番号法19条第8号 別表第二第108項	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による自 立支援給付の支給又は地域生活支援 事業の実施に関する事務であって主 務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
33	都道府県知事又は市町村 長	番号法19条第8号 別表第二第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律による自 立支援給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律第七条に 規定する他の法令により行われる給 付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
34	厚生労働大臣	番号法19条第8号 別表第二第117項	年金生活者支援給付金の支給に関す る法律による年金生活者支援給付金 の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時
35	都道府県知事	番号法19条第8号 別表第二第120項	難病の患者に対する医療等に関する 法律による特定医療費の支給に関す る事務であって主務省令で定めるも の	難病の患者に対する医療等に関する 法律第十二条に規定する他の法令に よる給付の支給に関する情報であ って主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されて いる被保険者及びその世帯員等 のうち、個人番号を有する者	情報提供ネット ワークシステム	随時

(別添4) 特定個人情報ファイル移転先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③移転する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	総務部税務課	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者	庁内連携システム	随時
2	福祉部生活福祉課	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者	庁内連携システム	随時
3	健康推進部 国保医療年金課	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	1 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 2 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者	庁内連携システム	随時
4	福祉部 高齢者地域支援課	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者	庁内連携システム	随時

(別添3) 特定個人情報ファイル提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法19条第8号別表第二第1項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
2	全国健康保険協会	番号法19条第8号別表第二第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
3	健康保険組合	番号法19条第8号別表第二第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
4	厚生労働大臣	番号法19条第8号別表第二第4項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
5	全国健康保険協会	番号法19条第8号別表第二第5項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
6	全国健康保険協会	番号法19条第8号別表第二第6項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
7	都道府県知事	番号法19条第8号別表第二第8項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
8	市町村長	番号法19条第8号別表第二第11項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
9	市町村長	番号法19条第8号別表第二第17項	予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
10	都道府県知事	番号法19条第8号別表第二第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
11	都道府県知事等	番号法19条第8号別表第二第26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
12	社会福祉協議会	番号法19条第8号別表第二第30項	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
13	日本私立学校振興・共済事業団	番号法19条第8号別表第二第33項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
14	国家公務員共済組合	番号法19条第8号別表第二第39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
15	市町村長又は国民健康保険組合	番号法19条第8号別表第二第42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
16	市町村長又は国民健康保険組合	番号法19条第8号別表第二第43項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
17	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法19条第8号別表第二第46項	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
18	市町村長	番号法19条第8号別表第二第56の2項	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
19	地方公務員共済組合	番号法19条第8号別表第二第58項	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
20	市町村長	番号法19条第8号別表第二第61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時

21	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
22	後期高齢者医療広域連合	番号法19条第8号 別表第二第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
23	後期高齢者医療広域連合	番号法19条第8号 別表第二第81項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
24	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法19条第8号 別表第二第83項	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
25	都道府県知事等	番号法19条第8号 別表第二第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
26	厚生労働大臣	番号法19条第8号 別表第二第88項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
27	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	番号法19条第8号 別表第二第90項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
28	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第93項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
29	市町村長	番号法19条第8号 別表第二第94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
30	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法19条第8号 別表第二第95項	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
31	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法19条第8号 別表第二第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
32	都道府県知事又は市町村長	番号法19条第8号 別表第二第108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
33	都道府県知事又は市町村長	番号法19条第8号 別表第二第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
34	厚生労働大臣	番号法19条第8号 別表第二第117項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時
35	都道府県知事	番号法19条第8号 別表第二第120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者及びその世帯員等のうち、個人番号を有する者	情報提供ネットワークシステム	随時

(別添4) 特定個人情報ファイル移転先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③移転する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	総務部税務課	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者	庁内連携システム	随時
2	福祉部生活福祉課	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者	庁内連携システム	随時
3	健康推進部 国保医療年金課	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	1 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 2 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者	庁内連携システム	随時
4	福祉部 高齢者地域支援課	品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 第2項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	3)10万人以上 100万人未満	介護保険システムに記録されている被保険者	庁内連携システム	随時